

政策 III-1-(1)-①

1. 政策及び16年度重点施策等

| | |
|-----------------|--|
| 政策 | 個人投資家の参加拡大 |
| 16年度重点施策 | <ul style="list-style-type: none"> ① 販売チャネルの拡充や投資サービスの多様化の促進 ② 改正証取法に係る政令・府令の整備及び適切な運用 ③ 民間による個人株主の育成・拡大に向けた取組みに対する支援 ④ 改正証券税制の積極的広報及び税制改正要望 |
| 参考指標 | <ul style="list-style-type: none"> ① 金融審議会等での検討状況、証券市場への個人投資家の参加状況（個人金融資産に占める株式・投資信託の割合、個人株主数〔延べ人数〕、個人株主株式保有比率〔延べ人数〕、インターネット取引のウェイト、販売チャネルごとの証券の販売額） ② 政令・府令の整備及び円滑な制度導入の状況、証券市場への個人投資家の参加状況（同上） ③ 個人株主育成・拡大に向けたイベント等の開催状況、証券市場への個人投資家の参加状況（同上） ④ 税制改正要望並びに措置状況、証券市場への個人投資家の参加状況（同上） |

2. 政策の目標等

| | |
|-------------|---|
| 法定任務 | 円滑な金融等 |
| 基本目標 | 我が国金融が金融環境の変化に適切に対応できていること |
| 重点目標 | 多様な資金需要・投資ニーズに対応できる証券市場となっていること及び証券市場への資金の流れが拡大すること |

3. 政策の内容

現在の我が国の金融システムにおいては、間接金融偏重を是正し証券市場を通じた適切なリスク分散を図るとともに、金融の自由化、国際化の進展にともなう利用者の多様なニーズに応え、新しい成長分野にも円滑に投資資金を供給することが必要となっています。

政府は、このような、利用者の満足度が高く、国際的にも高い評価が得られるような金融システムを「官」の主導ではなく、「民」の力によって実現するため、昨年12月末に公表された「金融改革プログラム」に基づき、各種施策を着実に実施するとしており（「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」など）、証券市場についても、幅広い投資家の参加する真に厚みのあるものとするため、個人投資家の積極的な市場参加を促すための環境整備を図ることが課題とされています。

このため、誰もが投資しやすい市場の整備、投資家の信頼が得られる市場の確立、効率的で競争力のある市場の構築等の証券市場の構造改革を着実に実施していくこととしました。これにより、個人投資に関する指標が「貯蓄から投資へ」の流れが進むことが見て取れるようにすることを目標としています。

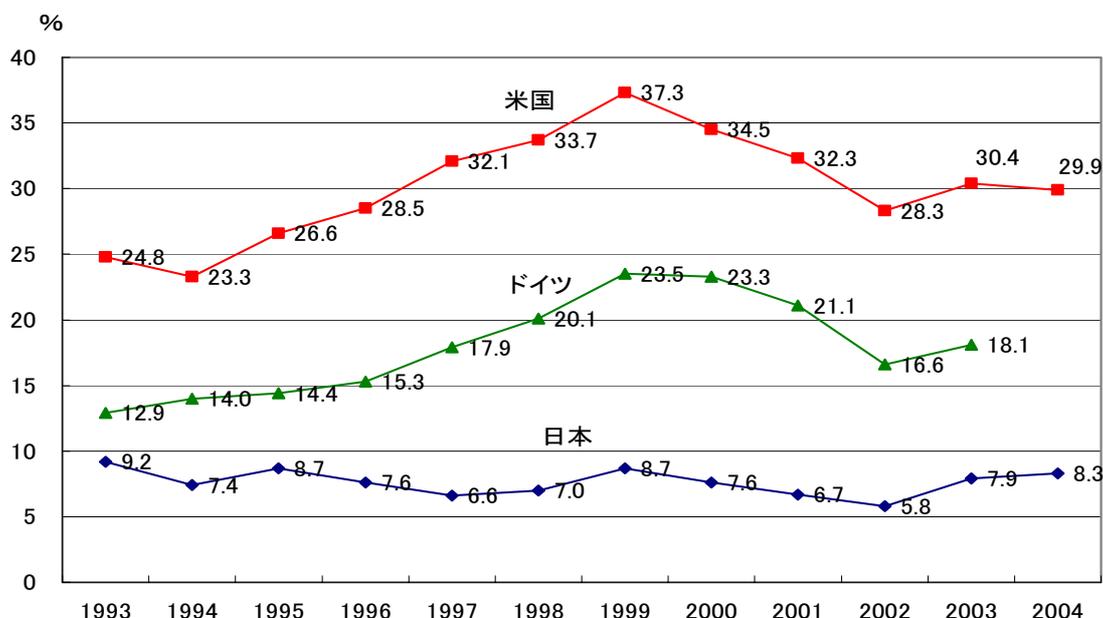
4. 現状分析及び外部要因

我が国の今後の金融システムは、有効な価格メカニズムの下でリスクが適切に管理・配分される市場機能を中核としたものとなっていくことが必要であり、金融庁としては、これまでも、日本版ビッグバンを始め、「証券市場の改革促進プログラム」（平成14年8月公表）の着実な実施や、「証券取引法等の一部を改正する法律」の制定（16年6月公布）等、所要の制度整備を行ってまいりました。

このような中、昨年の株式市場においては、個人の売買シェアが13年ぶりに3割を回復し、家計の金融資産に占める株式・投資信託の割合が年度ベースで2期連続増加するなど（【資料1】参照）、家計における「貯蓄から投資へ」に向けた動きが見受けられます。

しかしながら、個人金融資産に占める株式・投資信託の割合は、アメリカで29.9%（2004年末）、ドイツでは18.1%（2003年末）であるのに対して、日本では依然として、8.3%（2005年3月末）にとどまっており、活力ある証券市場の構築のためには、なお一層、個人投資家の積極的な参加を促していく必要があります。

【資料1 個人金融資産に占める株式・投資信託の構成比（日・米・独）】



(注) 日本は年度ベース（3月末）、米国とドイツは年末ベース（12月末）の数字。
ドイツの2004年は未公表。

日本は家計、米国とドイツは家計＋民間非営利団体の数字。
(出典) 各国資金循環統計より作成。日本：日本銀行、米国：FRB、ドイツ：ブンデス
バンク

5. 事務運営についての報告及び評価

(1) 事務運営についての報告

① 「証券取引法等の一部を改正する法律」の円滑な施行に向けた政令・府令の整備

16年6月に公布された「証券取引法等の一部を改正する法律」の円滑な施行に向けて、以下のスケジュールで政令・府令を整備しました。

ア. 銀行等による証券仲介業務の解禁、ディスクロージャーの合理化及び組合型ファンドへの投資家保護範囲の拡大等に係る規定については、16年12月に施行済

イ. 課徴金制度の導入及び顧客の注文の執行における最良執行義務の導入等に
係る規定については、17年4月に施行済

ウ. 証券取引等監視委員会の検査範囲の拡大等に係る規定については、17年7月
に施行済

② 「投資サービス法（仮称）」の法制化に向けた検討

金融審議会金融分科会第一部会においては、一昨年末（15年12月24日）にとりまとめられた同部会の報告書「市場機能を中核とする金融システムに向けて」なども踏まえ、昨年9月以降、以下の論点を柱として、投資サービスにおける投資家保護のあり方について検討を本格化させ、投資サービス法（仮称）の基本的な考え方について「中間整理」としてとりまとめました（17年7月7日）。

ア. 投資サービスの対象範囲

イ. 規制内容

ウ. 集団投資スキーム（ファンド）

エ. 市場のあり方

オ. ルールの実効性の確保（エンフォースメント）

③ 個人株主の育成・拡大に向けた取組み等

これまでに証券投資の経験のない層の証券市場への参加を促すために日本証券業協会が全国25会場で開催した「証券投資の日」イベント（16年10月）や投資信託の周知・普及を目的に投資信託協会が開催した「投資信託フォーラム2005」（17年2月）のほか、平成16事務年度においては、金融庁後援名義を各種18民間団体等へ積極的に付与し、支援しました。また、金融に関するパンフレット・副教材を作成し、ホームページに掲載するなど、金融知識の普及に努めました。

④ 税制改正

15年・16年度税制改正において、証券税制の大幅な軽減・簡素化が図られたところですが、引き続き17年度改正においても、個人投資家の利便性向上の観点からタンス株の特定口座への受入期限の延長等が措置されることとなりました。

(2) 評価

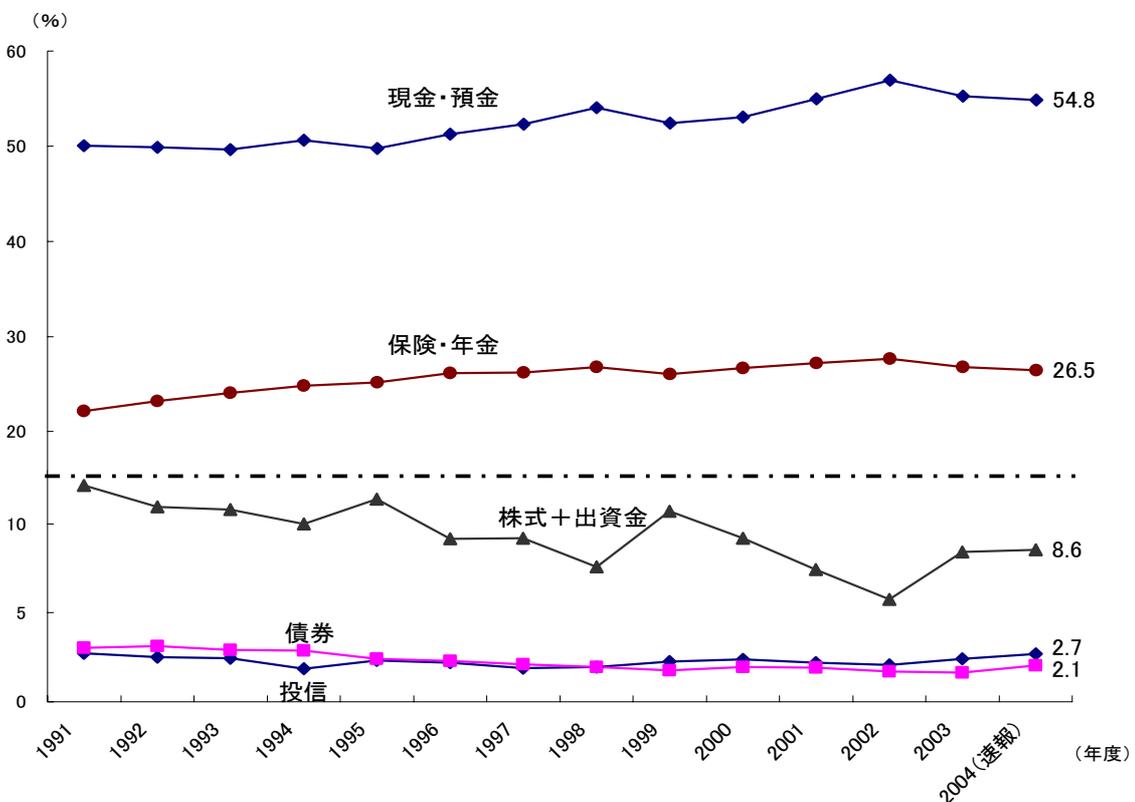
16事務年度においては、個人投資家が投資しやすい環境を整備することに必要と考えられる措置を適切に講じたものと考えています。

また、以下にみるように、個人投資に関する指標については全般的に向上する傾向がみられ、これらの措置が一定の役割を果たしたものと考えています。

① 個人金融資産に占める株式及び投資信託の増加

平成16年度の個人金融資産に占める株式・出資金の構成比は8.6%（前年度比0.2ポイント増）、投資信託の構成比は2.7%（同0.3ポイント増）となっており、個人金融資産の直接金融への動きが進んでいます。この間、株価はほぼ横ばいに推移しました(TOPIX:1179.23ポイント→1182.18ポイント(前年度末比0.3%増))。

【資料2 個人金融資産の内訳】



出典 日本銀行「資金循環統計」

② 個人の株式保有額の増加

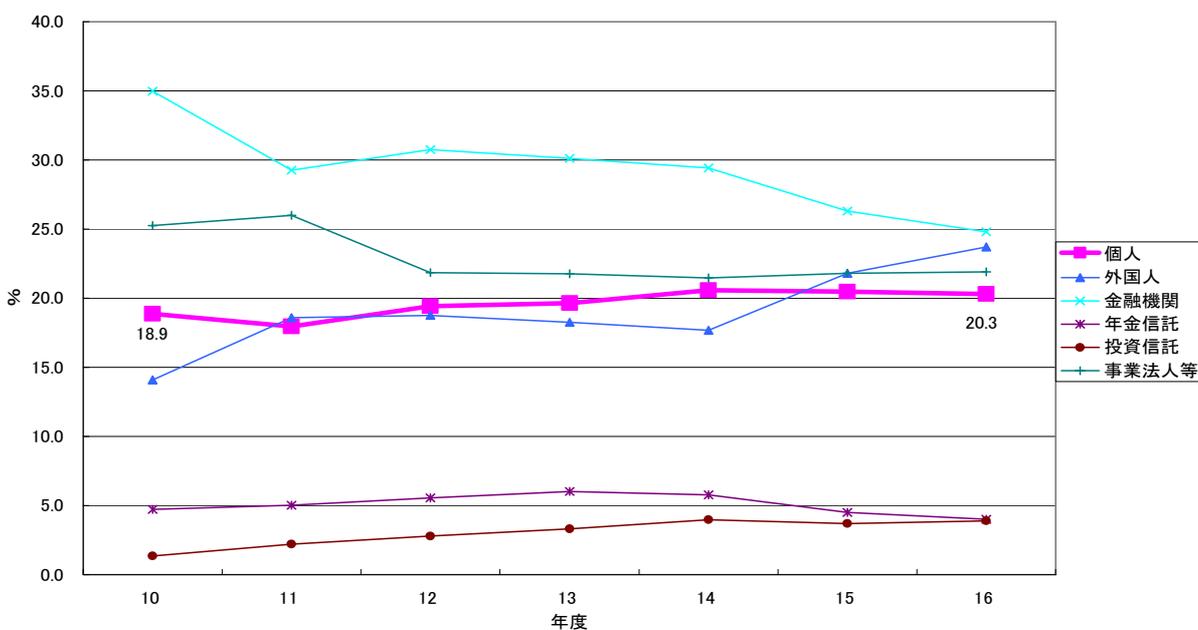
平成16年度株式分布状況調査（全国証券取引所）によると、16年度末現在の個人の株式保有額は、78兆1,973億円（前年度末比2兆5,981億円、3.4%増）となっており、個人投資家の証券市場の参加が着実に進んでいます。この間、株価はほぼ横ばいに推移しました（TOPIX:1179.23ポイント→1182.18ポイント（前年度末比0.3%増））。

【資料3 投資部門別株式保有状況】

| 年 度 会 社 数 (社) | 平15 | | 平16 | | 増減額[増減率] | |
|------------------|-----------|-------|-----------|-------|----------|-------|
| | 億円 | % | 億円 | % | 億円 | % |
| 合 計 | 3,692,819 | 100.0 | 3,856,537 | 100.0 | 163,718 | 4.4 |
| ① 政府・地方公共団体 | 7,898 | 0.2 | 7,173 | 0.2 | △ 724 | △ 9.2 |
| ② 金融機関 | 1,273,040 | 34.5 | 1,261,636 | 32.7 | △ 11,404 | △ 0.9 |
| ③ 証券会社 | 44,942 | 1.2 | 44,813 | 1.2 | △ 129 | △ 0.3 |
| ④ 事業法人・その他の法人 | 804,898 | 21.8 | 845,643 | 21.9 | 40,745 | 5.1 |
| ⑥ 外国人(法人・個人) | 806,047 | 21.8 | 915,297 | 23.7 | 109,249 | 13.6 |
| ⑦ 個人・その他 | 755,992 | 20.5 | 781,973 | 20.3 | 25,981 | 3.4 |

出典 全国証券取引所「株式分布状況調査」

【資料4 投資部門別株式保有比率の推移】

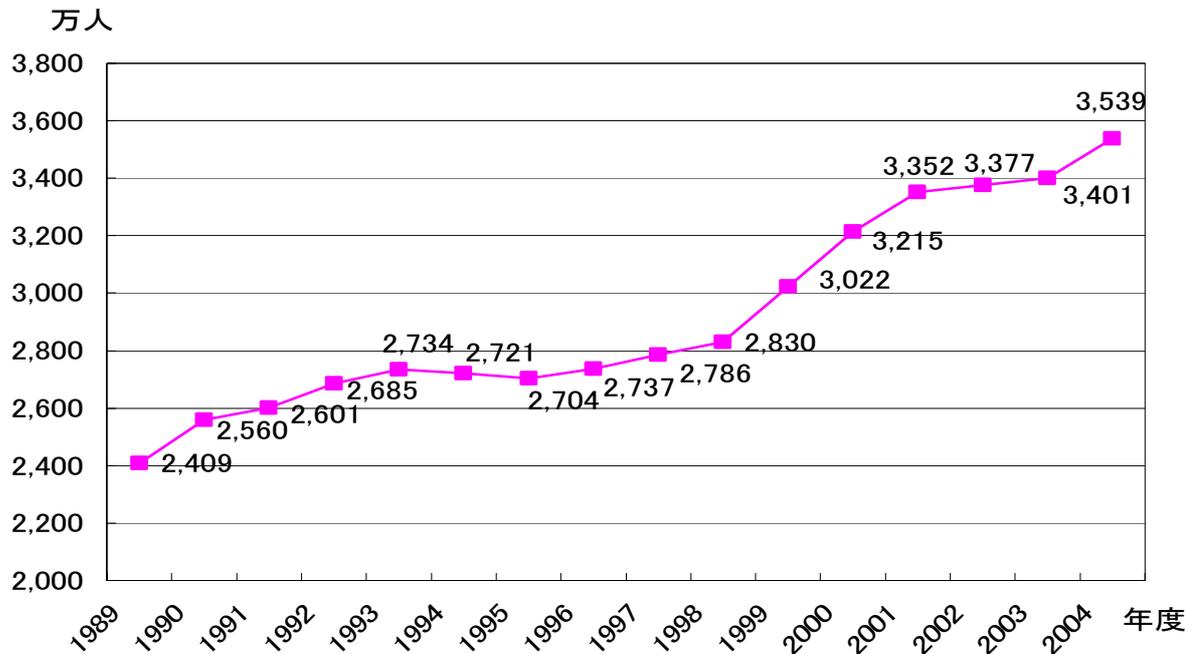


出典 全国証券取引所「株式分布状況調査」

③ 個人株主数・個人の株式保有比率の増加

平成16年度株式分布状況調査（全国証券取引所）によると、16年度末現在の個人株主数（延べ人数）は約3,539万人（前年度末比139万人増）となっており、個人投資家の証券市場への参加が着実に進んでいます。

【資料5 個人株主数の推移】



出典 全国証券取引所「株式分布状況調査」

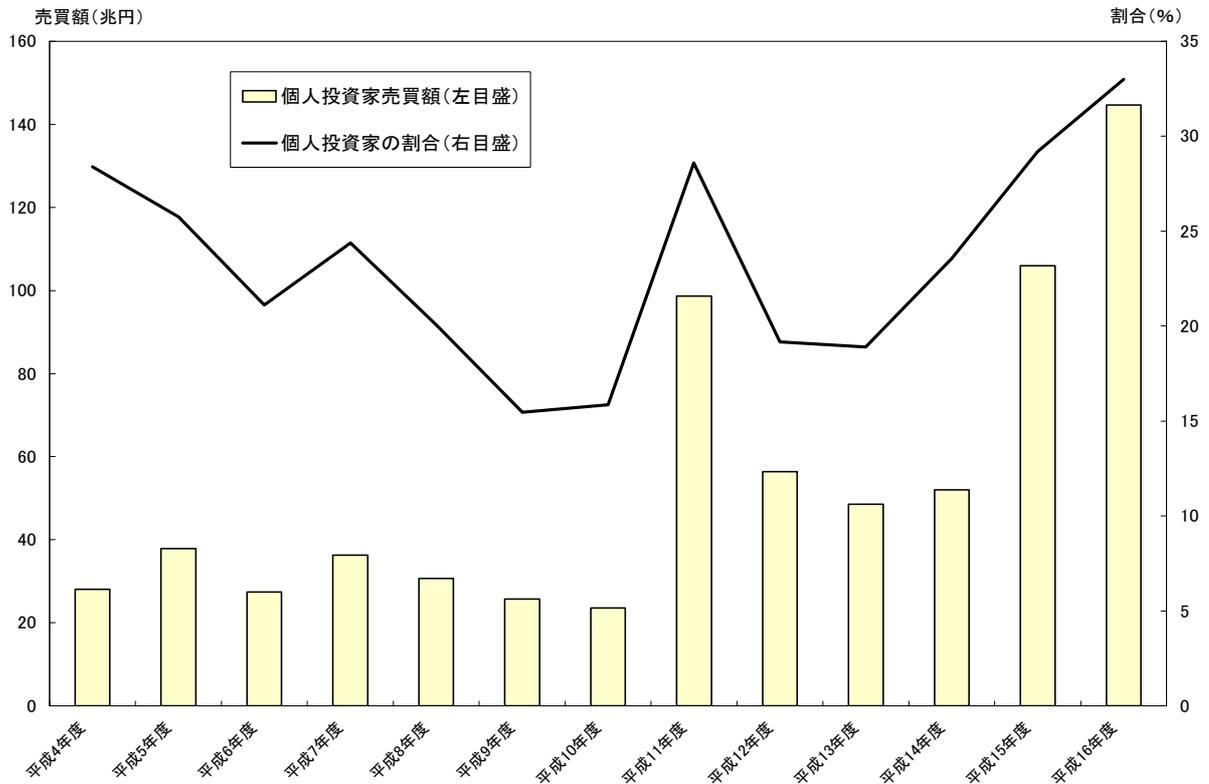
④ 証券の販売チャネルの拡充

16年4月から施行された証券仲介業については、これまで299件（17年5月末日現在）の登録が行われています。また、16年12月から施行された銀行等による証券仲介業務の解禁により、これまでに79金融機関（17年6月1日現在）が証券仲介業務を開始しており、証券の販売チャネルの拡充が着実に進んでいます。

⑤ 株式売買状況

個人の株式売買高（委託売買高、三市場合計）をみると、16年度は約145兆円となっており、対前年度比で39兆円増加しています。また、株式売買高（同上）に占める個人の割合は16年度で33.0%となっており、対年度比で3.8ポイント増となっています。このように、個人の株式の取引が活発化しています。

【資料6 個人投資家の株式売買高】



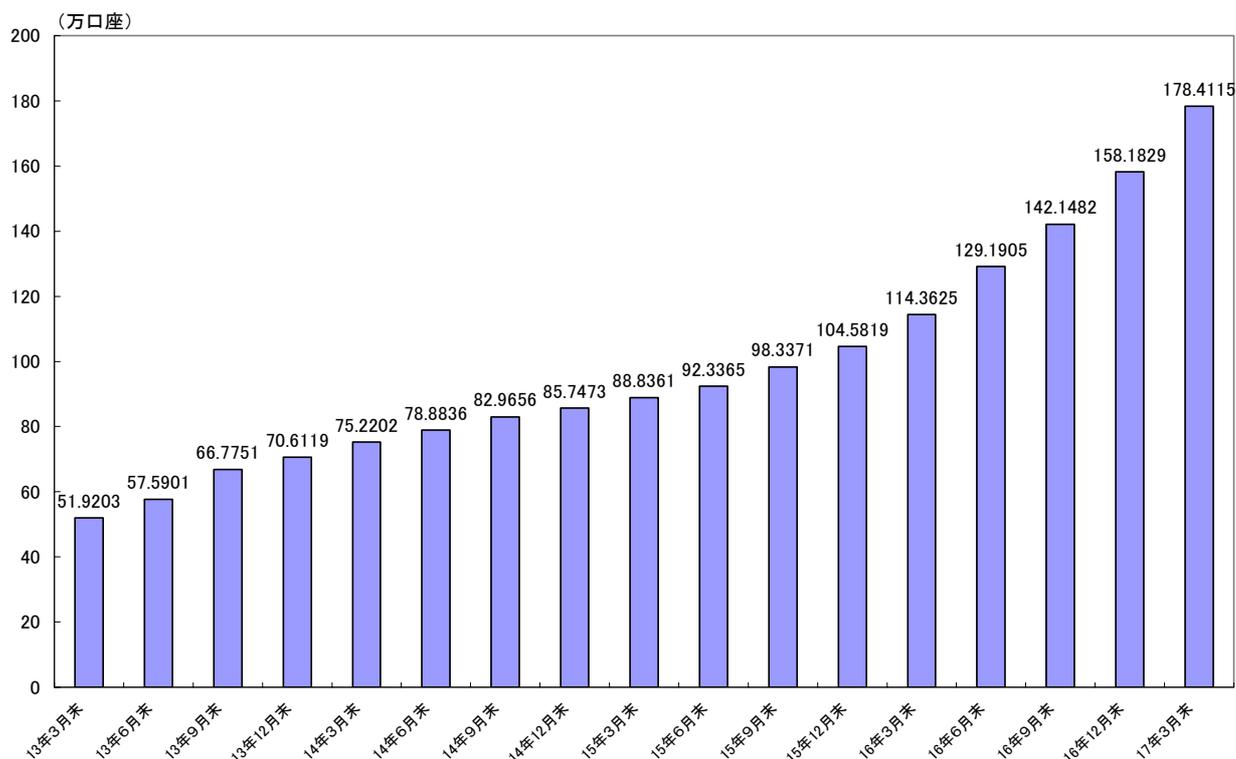
出典 東京証券取引所

⑥ インターネット取引の増加

16年度のインターネットを経由した株式取引の売買代金（インターネット専業6社ベース）は、92兆8,663億円（対前年比69.2%増）と大幅に増加しています。

また、16年3月時点の口座数（インターネット専業6社ベース）をみると、178万4,115口座となっており（対前年比56%増）、大幅に増加しています。なお、インターネット専業6社の口座については、ほとんどが個人所有であると考えられることから、個人の株式市場への参加が着実に増加しているものと考えられます。

【資料7 インターネット口座数の推移（インターネット専業6社）】



出典 インターネット専業6社ホームページ

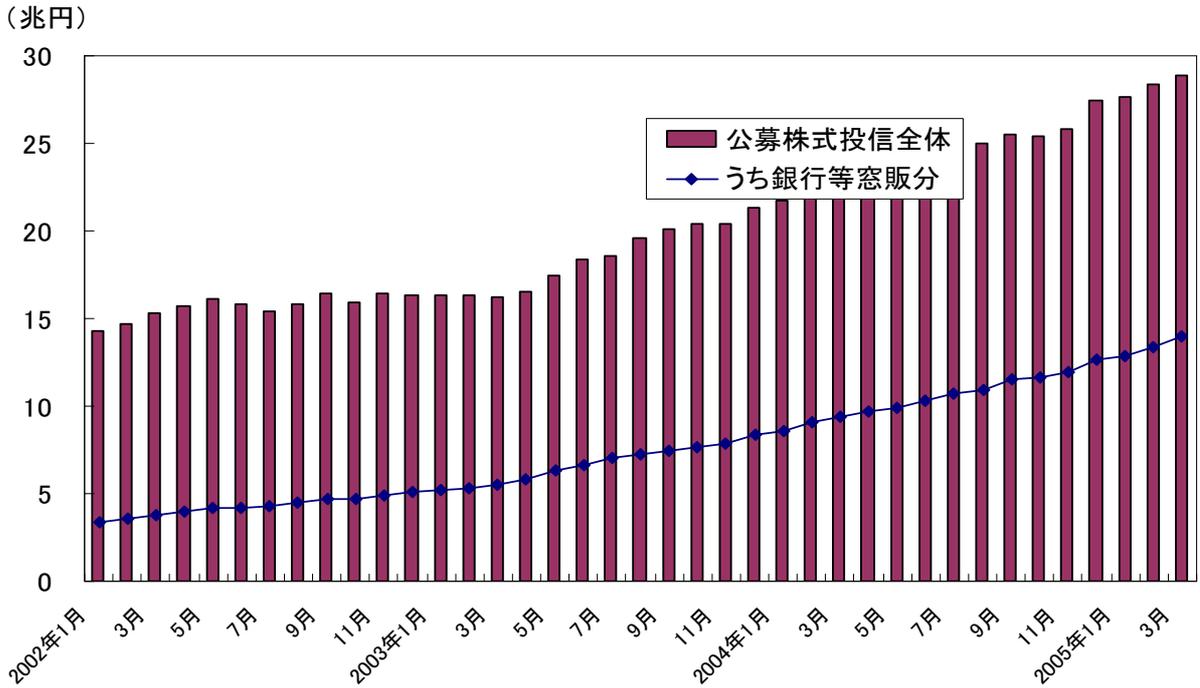
⑦ 投資信託（公募株式投資信託、ETF、REIT）の拡大

公募株式投資信託の販売額（純資産残高）については、17年3月末には28兆9,018億円（前年同月比24.2%増）となっています。その販売態別構成比をみると、証券会社50.7%、銀行等48.3%、直販1.0%（16年3月末58.3%、40.3%、1.4%）と、10年12月から開始された銀行等の窓口販売が着実に増加しています。

ETFについては、13年7月の取引開始から4年が経過し、純資産総額は取引開始時（13年7月11日）は1,728億円であったものが、17年3月末には2兆8,227億円（当初比約16.3倍）となるなど、着実に増加しています。また、取引高は16年度は2兆2,107億円（前年度比6.6%増）となっています。

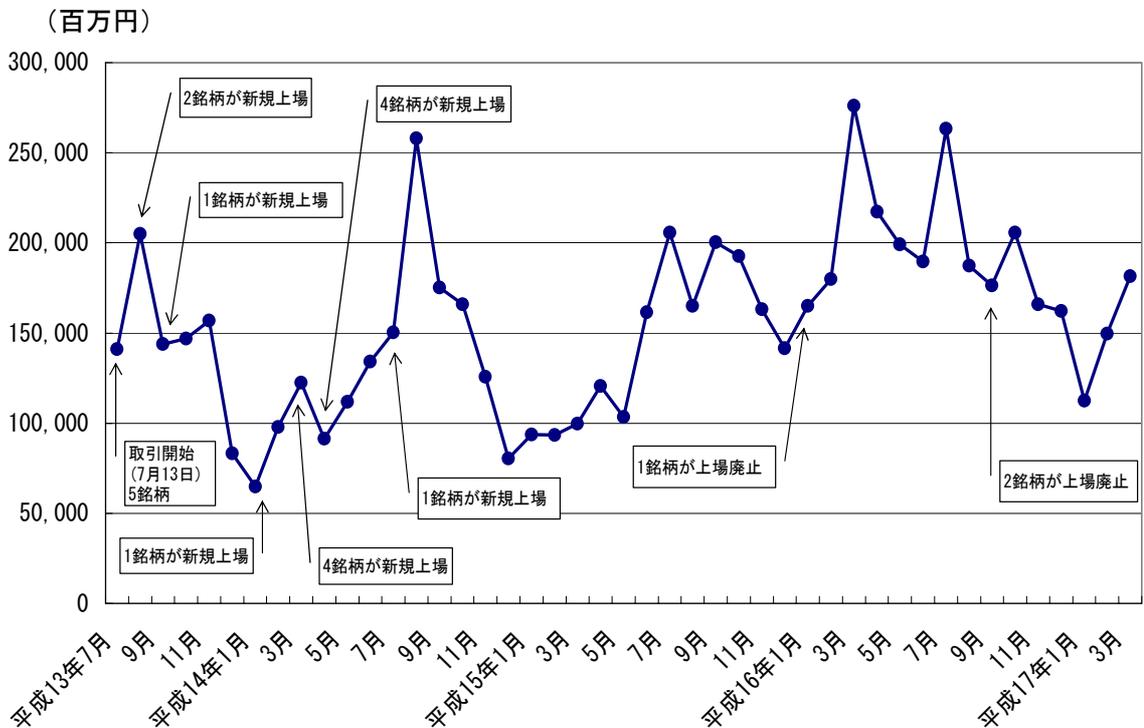
REITの取引高については、15年度に6,122億円であったものが、16年度には9,698億円（前年度比58.4%増）と着実に増加しています。

【資料8 公募株式投資信託の販売状況（純資産残高）】



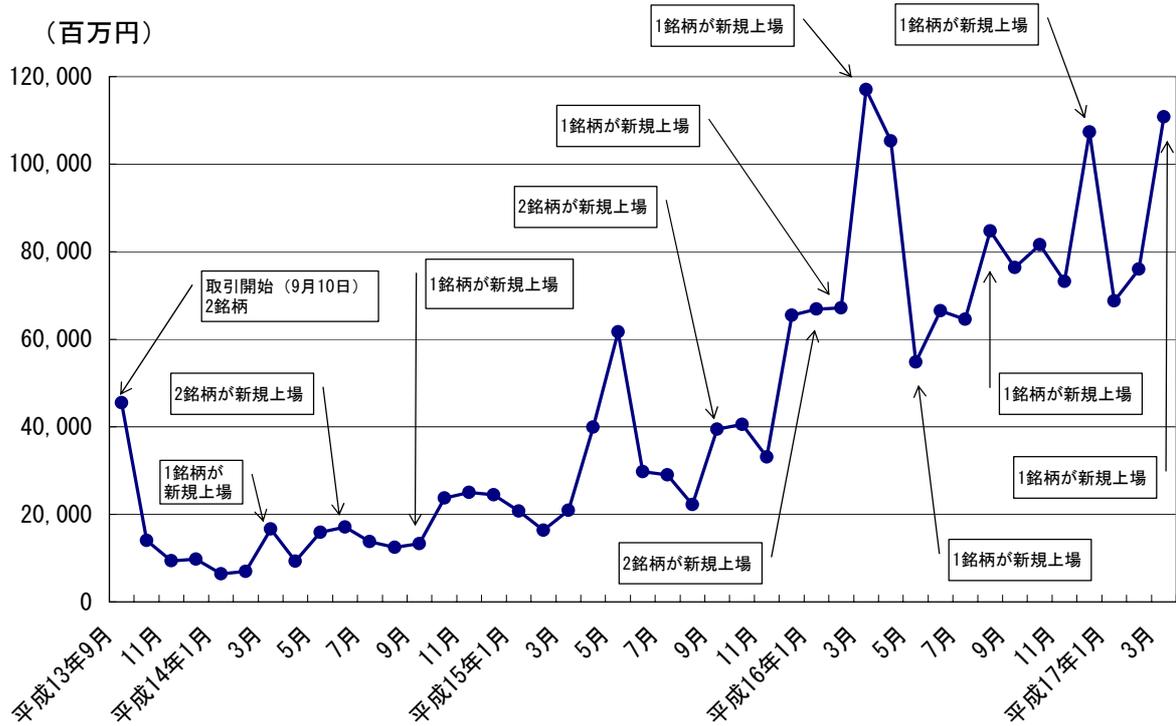
出典 社団法人 投資信託協会 『投資信託』

【資料9 ETF取引高の推移】



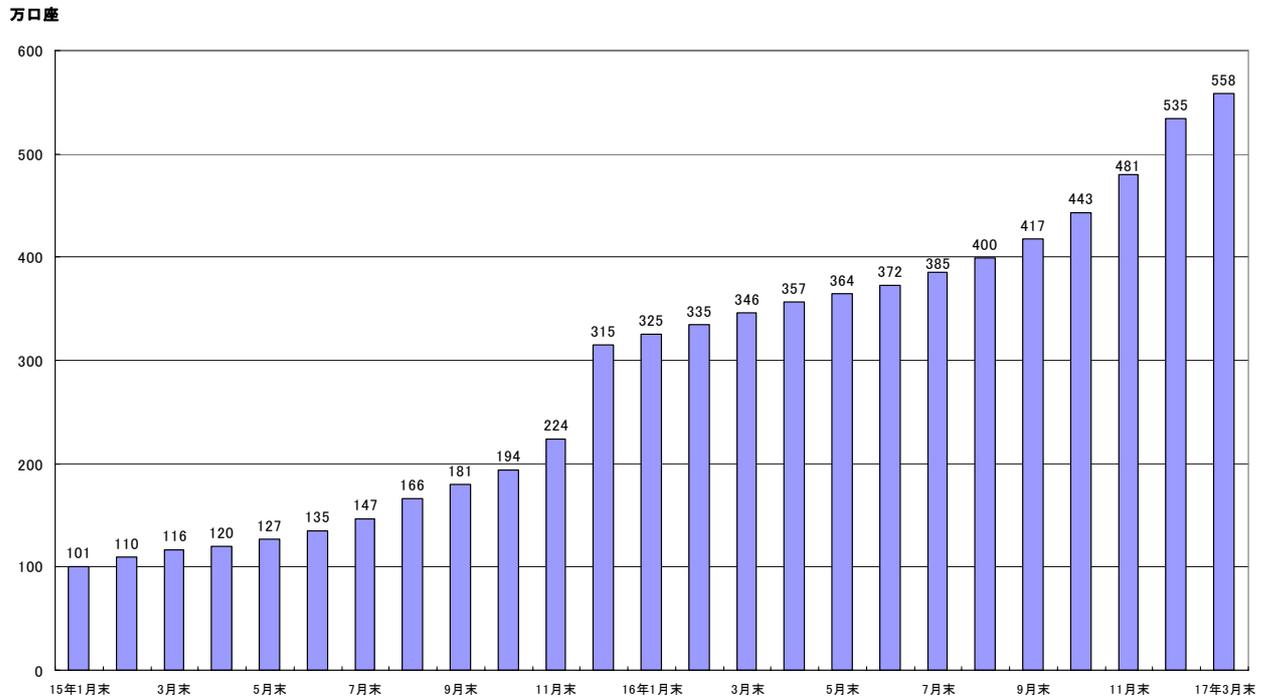
出典 QUICK

【資料10 REIT取引高の推移】



出典 QUICK

【資料11 証券会社16社における特定口座数の推移】



出典 日本証券業協会

6. 今後の課題

証券市場の構造改革に関しては、これまでも着実に実施してきたところであり、株式市場が活況を呈するなど明るい兆しが見られますが、諸外国と比べると、依然として個人金融資産に占める株式・投資信託の割合は低い水準にあると考えられ、今後とも不断に証券市場の構造改革に取り組むことが重要であると考えています。

具体的には、利用者保護と市場の活性化を目的とした「投資サービス法（仮称）」の制定に向けた作業の実施、民間による個人株主の育成・拡大に向けた取組みに対する支援、改正証券税制の広報及び税制改正要望を行っていきます。

今後とも、「貯蓄から投資へ」の流れが加速され、証券市場が幅広い投資家の参加する厚みのあるものとなるよう、誰もが投資しやすい市場の整備、投資家の信頼が得られる市場の確立、効率的で競争力のある市場の構築に向けて、これまでの取組みの有効性等を踏まえつつ、証券市場の構造改革に対する取組みの充実・改善、税制面での対応、新たな施策の検討等を行っていく必要があります。

以上を踏まえ、平成 18 年度において投資サービスに係るルール策定等の体制強化のための機構定員要求等を行う必要があります。

7. 当該政策に係る端的な結論

政策の達成に向けて成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等（「貯蓄から投資へ」の流れが加速され、証券市場が幅広い投資家の参加する厚みのあるものとなるような、証券市場の構造改革に対する取組み等）を行う必要があります。

8. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

9. 注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、下記に掲げる資料を参考にしつつ、把握に努めました。

〔使用資料等〕

- ・ 資金循環統計（日本銀行）
- ・ 株式分布状況調査（全国証券取引所）
- ・ 投資部門別株式売買代金〔三市場〕（東京証券取引所）
- ・ インターネット取引（インターネット専業6社ホームページ）

10. 担当部局

総務企画局市場課、総務企画局総務課管理室、総務企画局政策課、総務企画局企業開示課、監督局証券課、証券取引等監視委員会